重要事項説明書

社会福祉法人 悠信福祉会
虹の森保育園

1. 設置者

設置者の名称	社会福祉法人 悠信福祉会
代表者氏名	理事長　城後 哲志
法人の所在地	福岡県福津市西福間 2 丁目 19 番 16 号
定款に定めた事業目的	第二種社会福祉事業 (1)保育所の経営 ，(2)一時預かり事業の経営

2. 施設の目的及び運営の方針

当園は、福津市が保育を必要とすると認定した乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とします。

(1)　当園は、法令等を順守し、事業を実施するものとします。

(2)　当園は、児童福祉法及び保育所保育指針、こどもの権利条約に準じ、教育と養護を一体的に展開し、児童の個々の心身の状況等に応じた保育を専門性をもって提供するものとします。

3. 提供する保育の内容

本園は，保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）に基づき，本園が定める保育課程に沿って保育を提供する。

4. 施設の概要

事業類型	認可保育所
名称	虹の森保育園
所在地	福岡県福津市西福間 2 丁目 19 番 16 号
電話番号	0940-35-8722
法人創立年月日	令和 2 年 4 月 8 日
事業認可年月日	令和 2 年 9 月 1 日
施設長氏名	城後　哲志

利用定員	0 歳児　　…9 人 1 歳児及び 2 歳児　…36 人 3 歳児から 5 歳児　…75 人 計 120 人
クラス名 ※クラス名に(組)は付きません。	あんず　　…0 歳児 かりん　　…1 歳児 やまもも　…2 歳児 かえで、くすのき、けやき　…3～5 歳児（縦割り保育）
学年名	つくし　　…3 歳児（年少） れんげ　　…4 歳児（年中） なのはな　…5 歳児（年長）
職員数	園長 1 名,副園長 1 名,主任保育士 1 名,副主任保育士 1 名 保育士（配置基準に準ずる）, 管理栄養士（栄養士）1 名,給食職員 4 名, 事務員 1 名,用務員 2 名 嘱託医 1 名,歯科嘱託医 1 名 発達アドバイザー（作業療法士等）2 名
特別保育	障がい児保育,延長保育，一時預かり事業
職員研修	職員の職種、経験に応じて、個々の知識、技能のスキルアップをはかり、職務の質の向上を目的として全ての職員に実施する。

5. 利用の開始及び終了に関する事項等

本園は，福津市が行った利用調整により本園の利用が決定され，かつ，保育の実施について福津市から保育の委託を受けたときは，これに応じる。

また、園児が次のいずれかに該当する場合は，保育の提供を終了する。

（1）当該園児に係る支給認定の効力が失われたとき
（2）保護者から本園の利用について取消しの申し出があったとき
（3）福津市が当該園児の利用継続について不可能であると認めたとき
（4）その他，利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

6. 保育所等訪問事業、児童発達支援事業等の受け入れ

本園は保護者より保育所等訪問支援事業及び園内での児童発達支援事業等の受け入れの申し出があった場合は児童及び保護者の権利としてこれを受け入れる。

7. 保育士配置基準を超えた保育の提供について

入所児童の発達の段階において多動性、衝動性、知的、言語の遅れ、他害などにより通常の保育士配置基準では保育ができない場合、またはその時点での職員配置状況により、安全の確保、事業（保育）の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止のため、利用時間や利用日数調整等への協力、児童発達支援事業所（センター）等の利用を保護者に要請する場合がある。

8. 緊急時における対応方法

・本園の職員は，保育の提供時に，園児の体調の急変その他緊急事態が生じたときは，当該園児の保護者等に連絡するとともに，嘱託医又は当該園児の主治医に相談する等の措置を講じる。

・保育の提供により事故が発生した場合は，福津市及び当該園児の保護者等に連絡するとともに，必要な措置を講じる。

・本園は，事故の状況や事故に際して講じた措置について記録するとともに，事故発生の原因を解明し，再発防止のための対策を講じる。

・本園は，園児に対して，保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行う。

9. 非常災害対策

本園は，非常災害に備えて，非常災害に関して業務継続計画及び安全計画を立て，防火管理者等を定め，非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し，それらを職員に周知するとともに，毎月１回以上，避難訓練及び消火訓練,不審者訓練その他必要な訓練を実施する。

10. 虐待防止への対策

本園は，園児の人権の擁護，虐待の防止等のため，責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに，職員に対する研修の実施等の措置を講じる。

福津市からの指導により不審または原因が不明なケガやアザなどの外傷や、心身の異変等を発見した場合は、家庭児童相談所や宗像児童相談所と情報共有する。

11. 開所日・開所時間及び休所日

開所日	月曜日から土曜日
開所時間	午前 7 時 00 分から午後 7 時 00 分まで （延長保育　午後６時 00 分から午後７時 00 分まで）
短時間保育認定者の保育時間	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで （延長保育　午前７時 00 分から午前８時 30 分まで 午後 4 時 30 分から午後７時 00 分まで）

休所日	日曜日、国民の祝日、振替休日、 年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日） ※但し年末年始については利用者なしの場合

12. 施設の概要

敷地面積	3107.67 ㎡	
建物	木造平屋建 延べ床面積 853.54 ㎡	
屋外遊戯場	880.00 ㎡	
施設の内容	乳児室　36.66 ㎡ ほふく室　60.84 ㎡ 2 歳保育室　44.42 ㎡ 3-5 歳児保育室 A　53.53 ㎡ 3-5 歳児保育室 B　53.53 ㎡ 3-5 歳児保育室 C　54.95 ㎡	調理室　43.388 ㎡ 遊戯室　74.529 ㎡ 子育て支援室　33.124 ㎡ 森のアトリエ　14.596 ㎡ 絵本の部屋　7.795 ㎡

13. 健康管理

嘱託医	
まつなが小児科医院 TEL：0940-52-4363	医師　松永　遼
歯科嘱託医	
よしむら小児歯科医院 TEL：0940-43-5565	歯科医　吉村 薫

項目	回数
内科健診	年 2 回
歯科検診	年 2 回
尿検査	年 2 回
身体測定	毎月

14. 保護者の負担について

(1) 保育料

保育料は福津市が決定し徴収します。

(2) 実費徴収

保育料のほかに，保護者にご負担いただき、園が徴収する実費として以下のものがあります。

【入園時に必要なもの】

	0歳児 1歳児クラス	2歳児クラス	3歳児・4歳児 5歳児クラス
災害共済 保険料	260円	260円	260円
おたよりばさみ	500円	500円	500円
連絡帳 (64日分)	430円	430円	―
自由画帳	―	450円	450円
計	1,150円	1,600円	1,210円

※被服費はありません。
※共済保険料365円のうち105円は保育園が負担します。

【毎月必要なもの】

	0歳児 1歳児クラス	2歳児クラス	3歳児・4歳児 5歳児クラス
主食費	―	―	1,000円
副食費	―	―	6,000円
衛生費	800円	300円	50円
教材費	100円	350円	350円
行事補助費	200円	200円	200円
芸術・自然体験費	100円	250円	350円
保護者会費	300円	300円	300円
口座振替 手数料	110円	110円	110円
計	1,610円	1,510円	8,360円

※衛生費には、歯科検診時のデンタルミラー代、ホットル（おしり拭き・おしぼりに使用）が含まれます。

※芸術・自然体験費には観劇等の鑑賞、芸術体験、自然体験の費用が含まれます。

【その都度必要なもの】

	0 歳児 1 歳児クラス	2 歳児クラス	3 歳児・4 歳児 5 歳児クラス
園外活動費 （年 2 回）	―	―	1,100 円
お泊り保育費 （5 歳児のみ年 1 回）	―	―	2,500 円
災害共済 保険料更新（進級時）	260 円	260 円	260 円
連絡帳 （64 日分）	430 円	430 円	―
自由画帳	―	450 円	450 円
卒園アルバム代　10 月～3 月に積立（5 歳児のみ）			1,800 円／月

【延長保育料】

	標準時間保育認定者	短準時間保育認定者
7：00-8：30	―	300 円
16：30-18：00	―	300 円
18：00-18：30	300 円	300 円
18：30-19：00	200 円	200 円
月極	3,000 円	―

※短時間保育対象者には月極はありません。

15. 口座振替について

実費徴収分は翌月（日曜祝日の場合は、金融機関の翌営業日）に保護者の指定口座から振り替えます。

16. 一時保育について

【利用時間】

9：00～16：00

※事前面接により登録した後より、予約制で受付。

【料金】

9:00～12：30 の間で利用した場合・・・2,000 円

12：30～16：00 の間で利用した場合・・・2,000 円（おやつ代を含む）

給食費・・・別途 350 円

17. 給食について

当園の給食の方針	心と身体の基本を培う給食を提供します。 季節の食材を使用した和食を中心とした献立で、食材は無農薬、低農薬の野菜や無添加の素材を中心に使用します。調味料は添加物や着色料などを使用しない自然醸造のものを基本に使用します。食材本来の正しい味覚を養います。
昼食・おやつ	手作りのものを提供します。 保護者には、毎月月末に翌月の献立表をお配りします。
アレルギー等への対応	アレルギーが疑われる場合、医師の診断書（又は指示書）を保育園に提出してください。 個別に面談の上、診断書（又は指示書）に基づき当園で除去可能な物は除去食・代替食で対応いたします。

18. 年間行事予定

	保護者参加行事	園児のみの行事	保健行事
4 月	森の歓迎会 ・森のつどい（4 日）		
5 月	森の親子さんぽ（30 日）	こどもの日	内科健診（29 日） 尿検査
6 月	なのはな（年長児）面談		歯科検診
7 月	大人の森あそび(～10 月) (保育参観、給食試食会) なのはな（年長児）面談	七夕 お泊りの日（31 日）年長児のみ	
8 月		お泊りの日（1 日）年長児のみ	
9 月			
10 月		味噌づくり	尿検査
11 月	森のフェスティバル（7 日）	味噌づくり、園外保育（13 日）	歯科検診
12 月		クリスマス（24 日）	内科健診
1 月	個人面談（～2 月）		
2 月	入園説明会・入園前健診（27 日） 進級説明会（27 日）	節分（3 日）	
3 月	森のお別れ会（20 日）卒園児のみ	ひなまつり お別れピクニック（16 日）	

※実施月や内容の変更がある場合があります。年度ごとに配布の行事予定をご参照ください。

※親子参加での行事の日は通常の保育はありません

※毎月誕生会を行います。

※避難訓練は毎月行います。
（地震・火災・水害・不審者等）

※身体測定は毎月月末に行います。

19. 苦情処理体制

苦情には「福津市保育所の苦情処理に関する要綱」に準じて対応します。

<table>
<tr><th></th><th>職</th><th>氏名</th><th>役割</th></tr>
<tr><td>苦情受付担当者</td><td>副園長</td><td>城後 裕子</td><td>苦情の処理経過及び解決結果を記録するとともに、苦情解決担当者に報告する</td></tr>
<tr><td>苦情解決担当者</td><td>園長</td><td>城後哲志</td><td>苦情申出人からの要請があった場合は、誠意を持って話し合い、苦情解決に努める</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第三者委員</td><td colspan="2">古賀　久行
電話番号　0940-42-5803</td><td rowspan="2">児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 12 条に規定する主任児童委員をもって充て、中立性及び公正性を確保しながら、保育所及び前条に規定する苦情を申し出た者(以下「苦情申出人」という。)等への助言及び指導等を行う</td></tr>
<tr><td colspan="2">島田　マサコ
電話番号　0940-43-0632</td></tr>
<tr><td>福岡県社会福祉協議会運営適正化委員会</td><td colspan="2">（福岡県社会福祉協議会
施設福祉部　評価推進課）
電話番号 092-915-3511
ファックス 092-584-3790</td><td>苦情の解決結果に不服があるときは、福岡県社会福祉協議会運営適正化委員会に不服がある旨の申出をすることができる。</td></tr>
</table>

20. ハラスメントの防止

社会福祉法人 悠信福祉会 虹の森保育園 ハラスメント防止に関する方針及び、労働施策総合推進法（パワハラ防止法）に基づき、パワーハラスメント、カスタマーハラスメント、セクシャルハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントには厳正に対応していきます。

21. 個人情報の取り扱いについて

社会福祉法人 悠信福祉会 虹の森保育園個人情報保護方針及び、特定個人情報保護規定に基づき、園児および保護者・家庭に関わる個人情報を取り扱い『個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）』および関係法令を遵守します。

また、許可なく園内を撮影、録音、録画すること及び、個人情報に紐づく情報を SNS 等で公開することは個人情報保護の観点により、禁止いたします。

22. 衛生管理

本園は環境衛生の保持に心がけ、衛生知識の普及、伝達及び伝染病疾患の感染防止を行うものとする。